

- 今のところ、各道路管理者から新潟県道路メンテナンス会議に平成27年度点検において判定区分Ⅳがあったとの報告はありません。

事務連絡
平成27年4月20日

各都道府県道路事業担当課長
各政令指定都市道路事業担当課長
各市区町村道路事業担当課長

}

殿

国土交通省 道路局
国道・防災課 課長補佐
国道・防災課
道路保全企画室 課長補佐
環境安全課 企画専門官
高速道路課
有料道路調整室 課長補佐

定期点検における健全性の診断結果を踏まえた措置について(修正)

定期点検における健全性の診断結果を踏まえた措置について、平成27年2月18日付け事務連絡にて、対応をお願いしているところです。

今般、判定区分IVとされる施設への対応について、表現をより正確にしましたのでご連絡します。

なお、都道府県道路事業担当課長及び政令指定都市道路事業担当課長におかれましては、貴管下地方道路公社に対して、本件について周知いただきますようお願いいたします。

記

● 判定区分IV(緊急措置段階: 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。)とされた施設について

- 緊急的な措置が必要な状況であることから、「通行止め」「通行規制」もしくは「応急措置」(別添事例)等を実施した後、その措置方法を速やかに道路メンテナンス会議に報告してください
- 措置方法については、「修繕」「更新」「撤去」のいずれかより選択するとともに、その実施時期を明確にしてください

なお、措置方法の選定が困難な場合がありますら、メンテナンス会議事務局へご相談ください

報告内容については、とりまとめて公表する予定です

● 判定区分Ⅲ (早期措置段階: 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。)とされた施設について

- 部材単位の健全性の診断結果や変状の内容、路線の重要性(利用状況、緊急輸送道路等)等を踏まえ、優先順位を検討した上で、具体的な措置の内容、時期を決定してください
- 決定した措置については、「インフラ長寿命化基本計画」(平成 25 年 11 月)に基づき各施設管理者が策定することとされている「個別施設計画」に反映し、計画的に実施願います

● 判定区分Ⅱ (予防保全段階: 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。)とされた施設について

- 必要に応じて、判断区分Ⅲの施設と同様の対応を取られるようお願いいたします。